

1809年ダーダネルス条約の通商条項

松 井 真 子

はじめに

オスマン帝国を中心とする国際通商秩序は、イスラムの世界秩序観を背景に、帝国支配者が各国の君主あてに下賜したカピチュレーションを軸として成立していた¹⁾。19世紀の文脈において、オスマン帝国のカピチュレーションは、「片務的」最恵国条項や領事裁判権や協定関税を軸とする不平等条約体制に組みこまれ、帝国の西欧資本主義経済への従属の道具となったとされてきた²⁾。すなわち元来は、オスマン側の優位を背景に、恩恵として一方的に下賜されていた諸特権は、19世紀においては正反対の片務的条項として強制されるものと解釈されるようになったのであった。

しかしオスマン帝国とヨーロッパ諸国との関係において、カピチュレーションの一方的性格がいかに変化したかについての詳細は必ずしも十分に検討されてきたとはいえない。特に西欧諸国との関係においてはカピチュレーションはイギリスの場合1675年が、フランスは1740年に付与されたものが20世紀初頭まで有効となる最終文書であり、その後1830年代の通商条約体制にいたるまでの長い期間の変化を対イギリス、対フランスのカピチュレーション規定だけから読み取ることはできない。また条約の互惠性に関しては、オスマン外交の二つの側面から検討することが必要である。オスマン政府は、その対外関係を「条約の書アフドナーメ『ahdnāme』」で主に律してきたが、それは通商・居留特許をふくむ諸特権（イムティヤーザート imitiyāzāt）を恵与するカピチュレーションと、戦争後の講和条約に分かれ、両者は別個に検討されてきた³⁾。カピチュレーションには一方

的恵与が色濃く表れるが、講和条約ではその性格上相互的な内容となり、その交渉もカピチュレーションのように一方的ではない。特に講和条約に含まれる通商条項には互惠的な内容が16世紀から含まれていた。カピチュレーションと講和条約については分けて論じるべきとの意見もあるが⁴⁾、18世紀から19世紀における通商秩序の変化を考える際には、講和条約における通商条項の変容もあわせて検討する必要がある。本稿では、イギリスとオスマン帝国との間で締結された1809年のダーダネルス講和条約のうち、通商やそれに付随する条項をとりあげて分析する。そして、1675年の対英カピチュレーションから1838年イギリス＝オスマン通商協約締結にいたる過渡期において、1809年条約に含まれる互惠的通商条項がもつ意味について、講和条約型のアフドナーメや、18世紀に新たに締結されたヨーロッパ諸国との通商条約にみられる互惠条項と対照しつつ検討する。

1 条約締結への経緯

18世紀末のナポレオンによるエジプト侵攻は、1756年のヨーロッパにおける外交革命に続く第二の「外交革命」と称される変化を、オスマン帝国をふくめた各国にもたらした。これは、16世紀のカピチュレーション下賜と「同盟」以来、ほぼ一貫して友好国であったフランスがエジプト侵攻により敵対国となったことに端を発する。フランスへの対抗上、オスマン政府は、18世紀を通じて対抗関係にあり100年以上にわたり6度の露土戦争を繰り返したロシア、そして18世紀においては世界大に勢力を展開し、フランスほどオス

マン帝国を中心とする地中海地域と緊密性を持ってこなかったイギリスと、1799年に三国間の同盟条約を締結した⁵⁾。これに付随してイギリスは、オスマン帝国によって1774年にキュチュク・カイナルジャ条約でロシアに認められた商船の黒海航行権をイギリス商船に対しても認める承認をえた⁶⁾。

しかし、18世紀から19世紀にかけてヨーロッパ諸国の間の友好・敵対関係はめまぐるしく変化した。ナポレオンのエジプト遠征が約2年で終結すると、オスマン帝国とフランスとの間の友好関係は1802年に復活する。他方、オスマン帝国とロシアとの間では、ワラキア・モルドヴァ問題をめぐり1806年から1812年に露土戦争が勃発⁷⁾、フランスとオスマン帝国のさらなる接近を警戒したイギリスも、1807年にダーダネルス海峡に侵攻し帝都イスタンブルに迫った。本稿で扱うダーダネルス条約はオスマン帝国とイギリスの講和条約として締結された。

イギリス艦隊によるダーダネルス海峡侵攻⁸⁾は1807年2月になされたが、それを決定したグレンヴィル内閣はその数週間後に終わり、同年3月に外相にジョージ・カニングが就任した。1798年のフランスのエジプト遠征以来、オスマン帝国を重視してきたとされるカニングは、就任後まもなくオスマンとの講和を画策した⁹⁾。ジョージ・カニングはまずアーサー・パジェットを講和のための使節として派遣したが、オスマン政府は、ワラキア・モルドヴァをめぐる露土戦争、さらには改革をすすめてきたセリム三世およびその後継のスルタンの廃位につながる守旧派勢力イェニチェリの内乱により、イギリスとの講和に向き合う余裕はなかった。パジェットは3ヶ月を費やしたあげく成果なく帰国した。しかしその後1807年にティルジットの和約がロシアとフランスの間で締結されたとの報がオスマン政府に届くと、オスマン側はイギリスに講和交渉再開を申し入れた¹⁰⁾。ジョージ・カニングは、今度はロバート・アデールを派遣した。この時アデールの補佐として、ジョージ・カニングの従弟であり、当時まだ22歳の若さであったストラトフォード・カニングが初

めてオスマン側との交渉に随行している。彼は条約締結後そのままイスタンブルでの最初の外交活動に従事した。以後19世紀半ばのクリミア戦争にいたるまで数次にわたりオスマン政府に対するイギリス大使として活躍し、「偉大な大使（ブユック・エルチ Büyük Elçi）」と称されることになる人物である¹¹⁾。

使節一行は1808年6月にイギリスを出発し、海路ジブラルタル海峡、シチリア島やマルタ島滞在をへて9月にダーダネルス海峡に到達した。そこで改めて現地の総督経由でオスマン政府側との交渉が始まった。しかし、オスマン政府はなお、1807年以来二度もスルタンが廃位されるという政変と露土戦争に忙殺されており、交渉はなかなか進まなかった。オスマン政府から派遣された使節ヴァヒド・エフェンディがチャナッカレに到着したのは、同年11月に入ってからであり、到着してからの交渉も難航した。1808年末にアデールが、これ以上交渉が進まなければ帰国すると伝えると、1809年元日の交渉をへて、1月5日に講和条約が締結された¹²⁾。

この条約において講和条件は第1条および第2条で取り扱われ、フランスに対抗する同盟については追加秘密条項で規定されている。その他の条項は、通商や両国間の臣民の地位などに付随する規定となっている。次節ではこれらの通商条項を分析し、続いて第3節でそのうちの互恵の規定に焦点をあて、オスマン通商秩序の18世紀から19世紀への変容の一側面を検討する。

2 通商条項の規定内容

ダーダネルス条約は、全12条と追加秘密条項4条および別記秘密条項1条からなる。通商条件およびそれに付随する条項は第3条から第11条までであり、その規定内容は以下のとおりである¹³⁾。

第3条 オスマン政府（帝国）の司法管轄下で差し押さえられているイギリス商人の財産があれば、全てそれはもとの所有者に返還される。同様にマルタやその他の諸島およびイギリス領土

において差し押さえられたオスマン帝国の商人や臣民の財産・船舶があれば、それらもまた全てもとの所有者に返還される。

第4条 イスラム暦1086年ジュマダー・アルアーヒラ月中旬〔西暦1675年9月上旬に相当〕に締結されたカピチュレーションの諸規定、および黒海通商に関連した議定書の規定¹⁴⁾や、それ以降にその他の諸令で定められた諸特権は、中断（破棄）がなかったかの如く従前通り遵守される。

第5条 オスマン政府によってイギリス商人に、彼らの商品や財産、あるいは彼らの通商活動を容易にするべくとられたすべての事項について認められた寛大さと優遇に対応して、イギリスもまた、今後英国領を通商目的で訪れるであろうオスマン政府の国旗、臣民および商人を寛大かつ友好的に取扱う。

第6条 オスマン帝国（コンスタンティノーブル）¹⁵⁾で、旧来の3%の税率に基づき制定された直近の税関の関税表、特に内国交易についての規定は、現在制定されているがごとく、今後も継続して遵守され、イギリスはこの規定に従うことを約する。

第7条 イギリス国王から派遣された大使は、オスマン政府に派遣されたその他の諸国の大使が享受するあらゆる名誉を享受する。またオスマン政府からロンドンに派遣された大使もまた、互恵的に¹⁶⁾イギリス大使が享受するあらゆる名誉を享受する。

第8条 オスマン商人の問題や利益を管理・監督するため、マルタ島や英国領の必要な場所に領事（シェフベンデル）が任命され、オスマン領におけるイギリス領事に恵与されたのと同様の諸特権がオスマン政府のシェフベンデルにも与えられる。

第9条 イギリス大使および領事は、慣習の通り、必要な通訳を備える。しかしすでに合意されているように、オスマン政府は彼らが在職しているべき場所で任務を遂行していない場合においては、「ベラート（勅許状）」を発行しない。この原則に対応し、将来において「ベラー

ト」はこのような商人・手工業者や金融業者、市場の店主、あるいは同様の職に従事する者の誰にも恵与されない。またイギリス領事は、オスマン臣民からは任命されない。

第10条 イギリスの〔領事館の発行する〕保護〔民〕のпатент（認可証）はオスマン政府の臣民や商人には発行されない。またオスマン政府の事前の許可なくして、そうした人物への大使や領事によるパスポートも発行されない。

第11条 戦艦はいかなるときにもコンスタンティノーブルの海峡〔ボスフォラス海峡〕、ダーダネルス海峡、黒海を航行することは禁じられる。またこの旧来のオスマン帝国の規定が、平時において将来すべての列強によって遵守されるように、イギリス政府もこの原則を守ることを約する。

以下では、それぞれの条項について説明し、さらに次節で多くの通商条項に通じてみられる互恵性について論じる。

第3条は、オスマン帝国とイギリス両国の領土において、相互に没収されたそれぞれの臣民の財産の返還を保障している。特にイギリス領の場合は1800年にイギリスが軍事占領したマルタ島が明示されている¹⁷⁾。オスマン商人がイギリスで商業活動に従事するケースはその逆に比べて限られていたと考えられ、この規定が実際に有効になるのは地中海沿岸地域におけるイギリス領においてであり、それが明記されたといえよう。オスマン臣民の商人のうち、ヨーロッパで活躍する商人は多くが非ムスリムであり、その商業活動がオスマン政府によって、こうした取り決めていかに保護された（ないし規定にもかかわらず保護されなかった）のかについての研究は少ない¹⁸⁾。

第4条は、1675年対英カピチュレーション（イスラム暦1086年発布のアフドナーメであり、イスラム暦は英文テキストにも明記されている）、および1799年議定書（sened）の黒海航行に関する規定や同様に他の諸令で定められた諸特権の確認条項である。従前のカピチュレーションの確認は一種の定型句としてオスマン政府の発布する

「アフドナーメ（条約の書）」にみられる。その場合「その後の更改がない場合において」従前の規定の遵守がうたわれる。黒海航行に関しては1774年ロシアとの間でそれまで「オスマンの海」とされた黒海へのロシア商船の航行が許可され、ここにカピチュレーションの最恵国条項を適用して西洋諸国も参入しようとした。オスマン政府はこれに対し、黒海航行に関してはそれぞれ別個の取り決めが相手国それぞれに対して必要であるとの立場をとり、イギリス商船の黒海航行を認める文書を発出したのは1799年であった¹⁹⁾。友好関係を前提として恵与されたこれらの諸特権は、戦時にはオスマン政府によって破棄される。第4条は、1675年カピチュレーションに加えて、その後諸議定書で新たに定められた黒海航行権などの諸特権の講和による再発効を確認する意味で挿入されている。

第5条は、両国の商人の通商活動についての便宜を図るうえで、互恵的にその取扱いを保障するというものである。オスマン領内での通商活動に従事するイギリス商人にはすでに従前のカピチュレーションで規定された事項であるが、イギリス領内で通商活動を行うオスマン臣民の財産や商業活動への保障が明文化されている点が重要である。

第6条は関税に関する規定である。オスマン帝国の関税は従価税であり、カピチュレーションに基づき3%の関税率が定められていた。しかし実際の商取引においては、関税は一定期間毎にその時の各商品の時価にもとづき税額が算定され、商品別の関税表を作成の上それに基づいて徴収された²⁰⁾。第6条は、この関税表の利用を再確認するものである。また当時内国交易への外国商人の参入が、内国税の支払いをめぐる係争点となっていた。オスマン政府は内国税の支払いを条件に帝国内交易への外国商人参入をみとめており、第6条はとくにこの内国交易に参入する場合に、内国税の関税表に従った支払いを求めたものである²¹⁾。

第7条は、両国の首府にそれぞれ派遣される大使の待遇を互恵的に約したものである。なおイギ

リス側はイスタンブルに1583年から常駐大使を派遣しているが、オスマン側がロンドンに常駐大使を派遣するようになるのは、1793年以降であった²²⁾。

第8条は、イギリス領におけるオスマン商人の保護について、ヨーロッパ諸国がオスマン領の通商諸都市に派遣していたような領事を、マルタなどにシェフベンデルとして派遣すること、その地位が、オスマン領におけるイギリス領事に相当する待遇をもって保障されることを互恵的に規定する。ヨーロッパ諸国は大使派遣と前後して、各地にカピチュレーションに基づくオスマン側の認可をえて領事を設置しており、イギリスもイズミル（スミルナ）やアレppoに領事を常駐させていた。しかし、オスマン側には組織だった領事職は従来なく、相当するシェフベンデル職が散発的に設置されていたにすぎなかった。シェフベンデルは1725年にウィーンに任命されて以降、1802年までは公式ないし非公式に様々な地に設置された。当時バルカン地方の正教徒商人が帝国外での通商取引円滑化のため商社ないし商人組合（ギルド）を結成するようになっており、そのリーダー的役割を担っていたと考えられている。また第9条に現れる勅許状商人への対抗としてオスマン政府が組織化した非ムスリムの「対欧交易商人 *Avrupa tüccarı*」およびムスリムの「恩恵商人 *hayriye tüccar*」という特権商人グループの長にもシェフベンデルの名称が使われた。港湾都市の代表ないしその延長線上に税関長を意味したシェフベンデルは、時代を経てオスマン後期には領事の意味で使われるようになっていった²³⁾。

第9条および第10条は、この当時オスマン政府がカピチュレーションの弊害として最も問題視していた、ヨーロッパ諸国によるオスマン臣民の保護権についての規定である。オスマン政府はカピチュレーションによって、各国の大使や領事に対して数名の通訳をオスマン臣民から任命することを認可していた。この通訳には、通常非ムスリム臣民が任命されており、オスマン政府が発布するスルタンの花押の入った勅許状（ベラート *berat* 英文テキストでは *barat*）によって承認を受

けていた。この勅許状をえることによって、オスマン臣民の非ムスリム商人は、実質的にはヨーロッパ諸国の保護民 *protégé* となり、非ムスリム臣民に課されたオスマン政府に対する人頭税納税義務を免除され、さらにカピチュレーションでヨーロッパ諸国の商人が享受していた諸特権に浴することになった。しかし、ヨーロッパ側の大使館がオスマン政府の承認をえずに（すなわち勅許状の取得なしに）大使館の業務として、認可証としてパテント *patent*（オスマン語テキストでは *patente*）を発行、発行手数料をえるとともに、パテント所有者をも保護民とみなした。この問題は1780年代頃より顕在化し、オスマンの非ムスリム臣民にたいする管轄権への著しい侵害とみなされた。

オスマン側はまず勅許状をえながらも、正規の業務すなわち通訳職には事実上従事せず、諸特権をえた商人として活動する非ムスリムに対し、その所在地が任務地以外である場合の勅許状の取り消し、およびパテントの発行禁止を主張した。パテント発行の問題は、1774年キュチュク・カインアルジャ条約およびそれに基づき締結された1783年通商条約を背景に、特にワラキアやモルドヴァ公国でその乱発行をおこなったロシアの問題が大きく、イギリスなどその他の諸国のパテント発行は数としてはあまり多くなかった。従ってイギリス側はこのパテント発行の禁止や勅許状通訳の赴任地の確認について大きな意義はとなえず、むしろこの点に関しては積極的にオスマン側の主張を認める姿勢をみせていた²⁴⁾。第9条および第10条はこの点を示したものと見える。

第11条は、平時、戦時をとわず戦艦の黒海および黒海と地中海をつなぐボスフォラス、ダーダネルス両海峡の航行禁止を求めたものであり、イギリス側がこの遵守を約している。なお、この条項は第4条に規定されている商船の黒海航行権に対し、戦艦の航行を全面的に禁じている。

通商条項の交渉にあたって、英特使のアデールは、1808年12月のG・カニングあての報告で、オスマン側の特使ヴァヒド・エフェンディが、それまでの交渉で講和は互恵的自由貿易を条件とすると提案していたことに対し、1. 通商条項はオ

スマン国旗への一般的な保護と好意的待遇に制限されること、および2. 可能であればイギリスとの通商条約締結にむけて交渉に入る約束をするという2点で合意に達したと記している。前者は上述の第5条や第7条に反映された。一方で通商条約に関しては、この種の条約を締結することがどれだけ大変かということヴァヒド・エフェンディに納得させるよりは、一応同意して交渉の停滞をさげようとしたと述べている²⁵⁾。実際オスマン帝国とイギリスとの通商条約は、1838年になって締結された。またアデールは続けて、ヴァヒド・エフェンディに対し、フランスとオスマン帝国が交戦状態になった際には、急送公文書を送るため、イギリス船をコンスタンティノーブルに向かわせることや、前英大使アーバスノットの時代に勅許状を撤回された商人への勅許再公布を提案したが、これには強い反対があったとしている。オスマン側は、交戦中のロシアとの戦争を契機として、黒海での戦艦航行禁止の徹底と、カピチュレーションの弊害としての勅許状・パテント問題の解決を譲歩できない点として主張し、これに抵触するようないかなる文言の条約への挿入も拒否した。これが第9条から第11条の規定となった。これにかわってオスマン側はイギリスに対し、1675年カピチュレーションおよびその後の議定書などで認めたあらゆる諸特権を保障するとしたため、それが適切に守られる限り、それ以上イギリス側が要求する点もなかったとアデールは述べこの点は第4条に明文化された²⁶⁾。

3 互恵条項の検討

第2節では、1809年ダーダネルス条約の通商条項およびそれに付随する条項の内容を検討した。以下では、これらの条項にみられる互恵性を特にとりあげて考察する。互恵性を明示的に示している条項は、第3条、第5条、第7条、第8条である。第3条については、戦時中に没収された両国の商人の財産返還についての規定であり、講和に付随する条項であるため相互性はある意味当然ともいえる。他方第5条、第7条、第8条は、従来イギリスに対しては一方的恵与規範として、オス

マン領内のイギリス商人やイギリス大使・領事にカピチュレーションの形式で下賜してきたものと同様の待遇を、イギリス領内のオスマン臣民の商人や大使、今後任命されるであろう領事に対しても、互恵的に認めるという点が明記されている。特に第7条では、大使の待遇について互恵的に承認することが、オスマン語で mukābeleten (仏文では *réciroquement*, 英訳では *reciprocally*) という表現ではっきりと示されている。なおオスマン語テキストでは、第5条においても mukābeleten の語が用いられている。

これらの条項は、最恵国待遇を互恵的に認めることまでは含んでおらず、また第6条にみられるように協定関税をオスマン側の課す関税のみに適用するという意味ではカピチュレーションの非対等性を継続したものとなっている。すなわち互恵条項の適用範囲は、あくまで双方の商人や大使、領事などの待遇に限定された部分的なものである²⁷⁾。この互恵性については、1794年にイギリス商務院長官宛に書かれた覚書に次のような記述がある。この覚書は、17世紀に盛んだった特にアレppoを中心とするイギリス商人によるレヴァント貿易が18世紀にはすっかり下火になっていた状況にかんがみ、その再促進を求めたものである。この覚書では、カピチュレーションがイギリスにいかにも有利な条件であるかを強調し、しかもそれがオスマン政府によって一方的に付与されている意義を重視し、これを利用してイギリス商人は積極的にオスマン帝国に赴き通商活動に従事すべきであると主張している。またオスマン政府がこの点に関して無頓着であることを利用して、その状況が長く続くようにすべきである、と強調している²⁸⁾。この記述にもみられるように18世紀後半になると、イギリスやフランスはカピチュレーションの一方性の利点を十分に理解していた。

他方、ダーダネルス条約の締結交渉過程をみると、この19世紀初頭にはオスマン側も互恵性に関して重大な関心をはらうようになっていたことがわかる。1808年11月から開始された交渉において、オスマン側全権特使ヴァヒド・エフェンディは、両国間の自由貿易をこの講和条約と絡め、

それまでカピチュレーションでイギリスに与えてきた寛大な諸特権に鑑み、関税規定などについてオスマン側に対しても互恵的な条項を挿入するよう強く求めた。これをイギリス特使アデルは拒否し、互恵条項は挿入されたものの、商人および大使や領事の待遇についての規定などに限定されたのであった²⁹⁾。1830年代には自由貿易推進を掲げ、オスマン帝国に不平等な通商条約締結を求めていくイギリスが、この時は対等な貿易条件を唱えたオスマン側の要求を制限しようとしていた点には留意すべきであろう。

また歴史的にみても、オスマン側が19世紀まで互恵性にほとんど注意を払ってこなかったかといえ、そうではない。一方的な諸特権の恩恵の恵与を象徴するカピチュレーションにしても、友好を背景に暗黙裡には互恵性が求められていたとされる³⁰⁾。さらに、敵対国との講和条約や隣接国との条約としてのアフドナーメでは、互恵条項はすでに16世紀から条文に挿入されていた。これは、1489年から1699年までにポーランドに対して発布されたアフドナーメから、通商規定を通時的に検討したV・パナイテの研究で明らかにされている。それによれば、オスマン臣民の商人とポーランドの商人の待遇については互恵的に扱うことが規定されていた。オスマン帝国の友好国に分類されるイギリス、フランス、オランダの場合と異なり、ポーランドはしばしばオスマン帝国と敵対関係にあり、両国間で締結されたアフドナーメは講和条約型が多くを占める。講和条約は前述のとおり、その性格上、締結手続きも内容的にも相互的なものとなる。またこうした敵対国はオスマン帝国に隣接する 경우가多く、実際にオスマン商人が通商活動におもむいており、オスマン商人の活動がより限定的であったと考えられるイギリスやフランス、オランダよりも、オスマン商人の相手国による保護が実質的な意味を持ったとされる。このことからパナイテは、ポーランドに対するアフドナーメをカピチュレーション・タイプのものとは別の系統であり、対ヴェネツィア、ハンガリー、オーストリアや後のロシアと類似していると結論づけている。同じく対ポーランドのアフ

ドナーメを検討したD・コヴォジェイジクは、後者を講和型アフドナーメとして分類した³¹⁾。こうした諸国に加えて、18世紀には、カピチュレーションの対象国家がその他のヨーロッパ諸国に漸次増加していき、これらの諸国とは、例えば最恵国条項を互恵的に与えたり、商人や大使、領事に対する取り扱いについて互恵的な待遇を保障するなどの規定が挿入された。18世紀に条約を通じてカピチュレーションの諸特権を得たのはスウェーデン（1737年）、シチリア王国（1740年）、トスカナ公国（1747年）、デンマーク（1756年）、プロイセン（1761年）などである³²⁾。これらの通商条約は、諸国の申請に基づいて恵与されたのであるが、手続き上も双方の代表によって署名されたことが明記され、一方的恵与型のカピチュレーションとは異なり、相互的な近代条約の手続きに変化しつつあることが見て取れる。また当事国同士の商人や臣民についても互恵的待遇を認めることが規定されている³³⁾。さらに18世紀には、従来の敵対国であったオーストリアやロシアにも通商条項を通じて、カピチュレーションの特権が認められていった。ロシアとの場合、それは1768年からの露土戦争を終結させた1774年キュチュク・カイナルジャ条約、およびその第11条に基づいて締結された1783年ロシア＝オスマン通商条約にあらわれている。

イギリスとの1809年ダーダネルス条約における互恵条項は、こうした18世紀オスマン帝国と他のヨーロッパ諸国との関係の影響を受けたものといえる。すなわち、今まで看過されてきたが、従来のカピチュレーション恵与対象国たるイギリスとの関係において、1838年以降の不平等条約体制までの過渡期として、1809年前後に対等性への動きがみられ、部分的ではあるが互恵条項がオスマン帝国とイギリスの間で相互に承認されていたことは注目に値しよう。

おわりに

1807年のイギリスのダーダネルス海峡への侵攻は、第一次世界大戦までの両国の関係史上、直接対決の唯一の事例であった。そしてそれは、イ

ギリス側の政策変更により極めて短期間に終わり、講和にむけた早急な動きが開始されたかに見えた。しかし、オスマン側がロシアとの戦争、および内乱に忙殺されるという事情から、講和交渉は1808年11月まで本格的には開始されず、最終的には1809年初めによくやく条約が締結された。

本稿で検討したこの1809年ダーダネルス条約には、多くの通商およびそれに付随する条項が含まれ、特に相互に往来する両国の商人、大使、領事の待遇に関する条項は、従来の一方的なカピチュレーションの性格とは異なる、互恵的内容となっていた。これは、19世紀中葉の自由貿易体制の一翼となる1838年イギリス＝オスマン帝国通商協約締結までの過渡期を考える際に重要である。1675年カピチュレーション以降1838年まで、オスマン帝国とイギリスとの間で通商規定が条約として明示されたのは、1799年の黒海航行に関する議定書以外では、この1809年条約のみであり、ここに部分的とはいえ互恵的条項が見出せる点はオスマン外交のヨーロッパ諸国との対等な関係を認めていく姿勢を反映したものであった。なお互恵条項は1838年通商協約には見られず、この協約を改定した1861年通商条約に再び見出される³⁴⁾。この点については稿を改めて論じたい。

注

- 1) オスマン帝国のカピチュレーション体制の概要については Inalcik (1971) 参照。またカピチュレーションについての近年の研究として Van den Boogert & Fleet eds. (2003); Van den Boogert (2005); Eldem (2006) などがある。
- 2) 19世紀における不平等条約をその一翼とした自由貿易体制については毛利 (1978); (1982) 参照。
- 3) ポーランドに対するアフドナーメを通時的に検証し、オスマン帝国の対外関係を検討する際、カピチュレーションと講和条約を総合的に検討する必要がある。特に出た研究として Kołodziejczyk (2000) がある。特にその第1章を参照。
- 4) De Groot (2003), p. 529, note 11.
- 5) Naff (1984), pp. 159, 162. なお当時の国際関係を通時的に扱った東方問題に関する古典として Anderson (1966) 参照。
- 6) Hurewitz (1956), pp. 67-68. 黒海航行権については通商条項を検討する第2節において概観する。

- 7) ワラキア・モルドヴァ問題をめぐるロシア、西欧諸国、オスマン帝国の国際関係については黛 (2013) 参照、1806-12年については第六章で扱われている。18世紀後半のロシア=オスマン関係については、これをオスマン外交のヨーロッパ化、すなわち双務外交化への変化として論じた尾高 (2010) もある。
- 8) オスマン帝国では、戦争相手国の大使や大使館に勤める通訳等を、イスタンブルの旧ビザンツ城壁の南端マルマラ海を望む場所にあるイエディクレ (7つの塔 Yedikule) に幽閉する習わしがあった。これを恐れ、当時の英大使アーバスノットは1月末に海路イスタンブルを離れた。また30年来英大使館に勤務していた通訳B・ピサーニもイスタンブルから逃れ、1809年のダーダネルス条約締結の際に再び通訳として交渉に従事するまで、アナトリアのキュタヒヤなどで身を隠していたという。Stevens (2014), p. 37.
- 9) Stevens (2014), p. 26.
- 10) オスマン政府はイギリスとの交渉にハッキー・バシャとアフメト・ベイを任命したが、実際の交渉は政変後彼等にかわって任命されたヴァヒド・エフェンディが担った。Cevdet, *Tarih*, vol. 9, pp. 56-61, 73.
- 11) Stevens (2014), pp. 25-48.
- 12) TNA, FO 78/63, f. 84r. アデルを特使とするイギリス使節団の行程は TNA, FO 325/1(2), Stratford Cannig Papers; Dardanelles 所収の諸文書から分かる。特に ff. 167r-191r は3つの Memoir (A, B, C) として、1808年6月にアデルがジョージ・カニングからオスマン政府との講和についての指示をうけてイギリスを立出する時点から、1809年6月のイスタンブルにおける条約批准までについてまとめている。実際のオスマン側使節ヴァヒド・エフェンディとの交渉については TNA, FO 78/63, ff. 21r-93v に詳しい。
- 13) 条文はオスマン語とフランス語で作成された。英文で交渉がなされなかったことについて S・カニングは難色をしましたが、アデルはオスマン側通訳に英語能力がほとんどないとして、仏文での交渉を行った Hurewitz (1956), p. 82. 1809年ダーダネルス条約の条文は、議定書本文のオスマン語およびフランス語、英語テキストについては TNA, FO 93/110/1B, 追加秘密条項および別記秘密条項については FO 93/110/2. 前文もふくめたオスマン側の批准書の写しは BOA, Düvel-i Ecnebi Defterleri, no. 35/1, pp. 154-156 および BOA, Nâme-i Hümayun Defterleri, no. 10, pp. 82-83 にも記録されている。刊行条約集では、オスマン語テキストについては, *Mu'ahedât Mecmû'ası*, vol. 1, pp. 266-270, 英文テキストについては上述の公文書館資料をもとにした Hurewitz

(1956), vol. 1, pp. 82-84; Hurewitz (1975-1979), vol. 1, pp. 189-191, フランス語テキストについては, Noradounghian (1978), vol. 1, pp. 81-85 にそれぞれ所収されている。

なお、通商関連以外の条項の概要は次の通りである。第1条は停戦の合意と条約調印後31日以内の捕虜の交換、第2条は同じく条約調印後31日以内にイギリス占領下にあるオスマン朝城塞が返還されること、第12条は批准書交換がイスタンブルで91日以内に交わされることを規定している。追加秘密条項第1条から4条は、フランスがオスマン帝国を圧迫した場合のイギリスの支援について、およびロシアとイギリスが講和した場合、イギリスがロシアとオスマン帝国の講和を調停することについての規定である。別記秘密条項では、条約締結後6か月以内にイギリスからなされるオスマン政府に対する支援金について定めているが、支払いはフランスによるオスマン帝国への攻撃にあった場合に限るというイギリス本国側の条件が明記されていなかったため批准されなかった。

本文で取りあげた諸条項のうち、第3条および第11条は必ずしも通商関連の条項とは言えないが、前者は没収された商人の財産に関する規定であり、また後者は黒海航行に関して戦艦の航行を禁じたものであり、第4条における商船の黒海航行権再承認と対比の意味で合わせて検討した。

- 14) 黒海通商に関する議定書とは、具体的には1799年にイギリス商船の黒海航行を認可した文書をさす。「カピチュレーションの諸規定と黒海に関する議定書」は、オスマン語テキストでは 'ahdnâme şurûtu ve Kal'a Denize ticâreti senedi' である。なお1675年対英カピチュレーションのオスマン語条文については Düvel-i Ecnebi Defterleri, no. 35/1, pp. 4-28; no. 72/1, pp. 17-18; *Mu'ahedât Mecmû'ası*, vol. 1, pp. 240-262, 英文テキストについては, Hertslet (1875), pp. 8-34 に所収されている。1799年黒海航行に関する議定書の英文テキストについては, Hertslet (1875), pp. 35-36 参照。
- 15) オスマン語条文では「至高なる国家 Devlet-i Aliyye」すなわちオスマン帝国、仏文と英文では Constantinople つまりイスタンブルとなっている。
- 16) 「互惠的に」はオスマン語では mukâbeleten, 仏文では réciproquement, 英訳では reciprocally となっている。
- 17) マルタ島は、ナポレオンがエジプト遠征の際に占領したが、1800年にはイギリスに占領された。
- 18) オスマン臣民の非ムスリム商人によるヨーロッパ各地に広がる商業ネットワークをつうじた通商活動

1809年ダーダネルス条約の通商条項 (松井)

- については、例えばギリシア商人について Frangakis (1987); (1992), pp. 108–114を参照。また18世紀におけるオスマン商人とオランダ商人の競合と協力関係については Kadi (2012) がある。
- 19) 18世紀後半における黒海航行および最恵国条項の適用問題に関しては Beydilli (1980); 松井 (2012) 参照。
- 20) 関税表については、Matsui (2003) 参照。
- 21) 外国商人の内国交易参入をめぐる問題については松井 (1999) 参照。
- 22) イスタンブル (コンスタンティノープル) 駐在のイギリス歴代大使 (1583–1824年) については Wood (1964), pp. 251–253. なお、1793年のロンドンへの大使派遣がオスマン側がヨーロッパ諸国に対して常駐使節を派遣した最初の事例であり、その後ウィーン、パリ、ベルリンにも派遣されるようになった。それまでは必要に応じて任意に使節が派遣されていた。オスマン側の常駐使節派遣は1821年ギリシア戦争勃発で中断されたが、1834年に再開された。オスマン側からの常駐使節派遣について詳しくは Kuran (1988) 参照。
- 23) 1806年にはマルセイユにオスマン領事が任命されている。Kuran (1988), pp. 51–52; Findley (1980), p. 128.
- 24) アデールは条約締結交渉にあたってパテント問題に関し、イスタンブル駐在大使を開戦まで務めていたアークボットの領事報告からカピチュレーションの逸脱があるとの認識はえていたものの、その悪弊の実態については知らなかったとし、むしろオスマン側へ同情の念を抱いていた。しかし、領事通訳や勅許状による通訳への諸特権の付与そのものは、旧来通り存続すべきであると考えていた。TNA, FO 78/63, f. 23v. Adair to George Canning, November 22, 1808: First conference with Vaahid effendi on treaty. なお、勅許状やパテントをめぐる問題について、詳しくは Bağış (1983) 参照。
- 25) TNA, FO 78/63, f.79v. Adair to George Canning, December 29, 1808.
- 26) TNA, FO 78/63, f.80r. Adair to George Canning, December 29, 1808.
- 27) Hurewitz (1956), p. 81.
- 28) British Library, Add. Ms. 38229, ff. 151r–153r. F. Daniel's memorandum, March, 1794.
- 29) TNA, FO 78/63, ff. 32r–32v, Adair to George Canning, November 26, 1808; Adair (1845), vol. 1, pp. 59–60.
- 30) Inalcik (1971), pp. 1179–1180.
- 31) Panaite (1994); (1998); Kołodziejczyk (2000). ヴェネ

- ツィアはオスマン帝国と対立と講和を繰り返したため、アフドナーメのタイプは講和タイプから徐々にカピチュレーション型に変化していった。対ヴェネツィアのアフドナーメ分析については Theunissen (1998) 参照。
- 32) 18世紀におけるこれらの諸国との通商条約については別稿で論じる予定である。
- 33) 例えばデンマークやプロイセンとの通商条約を参照。オスマン語条文については BOA, Düvel-i Ecnebi Defterleri, no. 11/1, p. 12; no. 72/1, pp. 17–18; *Mu'âhedât Mecmû'ası*, vol. 1, pp. 59, 89. フランス語訳については Noradounghian (1897–1903), vol. 1, pp. 313–314, 318–319に所収。
- 34) 1838年通商協約から1861年通商条約締結までの、イギリス = オスマン帝国の通商関係については Kütükoğlu (1974–6), vol. 2 参照。

史料および参考文献

未刊行史料

・イギリス：

国立公文書館、ロンドン (TNA: the National Archives, London)

FO (Foreign Office Series) 78/63.

FO 94/110/1B; 94/110/2.

FO 352/1 (2).

大英図書館 (the British Library)

Add. Ms. 38229 (Liverpool Papers, vol. XL)

・トルコ：

総理府オスマン文書局、イスタンブル (BOA: Başbakanlık Osmanlı Arşivi, Istanbul)

Düvel-i Ecnebi Defterleri, no. 35/1: İngiltere Nişan Defter.

Düvel-i Ecnebi Defterleri, no. 11/1: Danimarka Ahidnâme Defteri.

Düvel-i Ecnebi Defterleri, no. 72/1: Prusya Ahidnâmesi Defteri.

Nâme-i Hümayun Defterleri, no. 10.

刊行史料および条約集

Adair, Robert (1845) *The Negotiations for the Peace of the Dardanelles, in 1808–9: with Dispatches and Official Documents*, 2 vols., London.

Cevdet Paşa, Ahmed (1891–92 (Hijri 1309)) *Tārih-i Cevdet*, 2nd print, 12 vols., Istanbul.

Ekrem, Reşat (1934) *Osmanlı Muahedeleri ve Kapitülasyonlar 1300–1920 ve Rozan Muahedesi 24 Temmuz 1923*, Istanbul.

Hertslet, Edward (1875) *Treaties and Tariffs Regulating*

- Trade between Great Britain and Foreign Nations: and extracts of Treaties between foreign Powers containing Most-Favoured-Nation Clauses applicable to Great Britain in force on the 1st January, 1875: TURKEY*, London.
- Hurewitz, J. C. (1956) *Diplomacy in the Near and Middle East: A Documentary Record*, 2 vols., Princeton, New Jersey.
- Hurewitz, J. C. (1975–1979) *The Middle East and North Africa in World Politics: A Documentary Record* (revised and expanded edition of Hurewitz (1956)), 2 vols., New Haven and London.
- Kurdakul, Necdet (1981) *Osmanlı Devleti'nde Ticaret Antlaşmalar ve Kapitülasyonlar*, Istanbul.
- Mu'âhedât Mecmû'ası (1877–1881 (Hijri 1294–1298)) 5 vols., Istanbul. (Reprinted in 2008, *Muâhedât Mecmû'ası*. 5 vols., Ankara: TTK.)
- Noradounghian, G. (1897–1903) *Recueil d'actes internationaux de l'Empire Ottoman*, 4 vols., Paris. (KRAUS Reprint, Nendeln/Liechtenstein)
- 研究書
- Anderson, M. S. (1966) *The Eastern Question: 1774–1923*, London.
- Bağış, Ali İhsan (1983) *Osmanlı Ticaretinde Gayri Müslimler: Kapitülasyonlar, Beratlı Tüccarlar, Avrupa ve Hayriye Tüccarlar (1750–1839)*, Ankara.
- Beydilli, Kemal (1991) “Karadeniz’in Kapalılığı karşısında Avrupa Küçük Devletleri ve “Mîrî Ticâret” Teşebbüsü,” *Belleten*, vol. 55, no. 214, pp. 687–755.
- Boogert, Maurits H. van den and Kate Fleet eds. (2003) *The Ottoman Capitulations: Text and Context*, special issue of *Oriente Moderno*, vol. 22 n.s. (vol. 83), no. 3.
- (2005) *The Capitulations and the Ottoman Legal System: Qadis, Consuls and Beratlis in the 18th Century*, Leiden.
- Eldem, Edhem (2006) “Capitulations and Western Trade,” in S. Faroqhi ed., *The Cambridge History of Turkey*, vol. 3, pp. 283–335.
- Findley, Carter (1980) *The Bureaucratic Reform of the Ottoman Empire*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press.
- Frangakis-Syrett, Elena (1987) “Greek Mercantile Activities in the Eastern Mediterranean, 1780–1820,” *Balkan Studies*, vol. 28–1, pp. 73–86.
- (1992) *The Commerce of Smyrna in the Eighteenth Century (1700–1820)*, Athens.
- Groot, Alexander. H. de (2003) “The historical development of the capitulatory regime in the Ottoman Middle East from the fifteenth to the nineteenth centuries,” *Oriente Moderno*, vol. 22 (n.s. vol. 83), no. 3, pp. 575–607.
- İnalçık, Halil (1971) “İmtiyâzât, ii. The Ottoman Empire.” *The Encyclopedia of Islam*, 2nd edition, vol. 3, pp. 1179–1189.
- Kadı, İ. (2012) *Ottoman and Dutch Merchants in the Eighteenth Century: Competition and Cooperation in Ankara, Izmir, and Amsterdam*, Leiden.
- Kołodziejczyk, Dariuz (2000) *Ottoman-Polish Diplomatic Relations (15th–18th Century): An Annotated Edition of 'Ahdnames and Other Documents*, Leiden.
- Kuran, Ercümen (1988) *Avrupa'da Osmanlı Elçiliklerinin Kuruluşu ve İlk Elçilerin Siyasi Faaliyetleri, 1793–1821*, ikinci baskı, Ankara.
- Kütükoğlu, Mübahat (1974–6) *Osmanlı-İngiliz İktisadi Münasebetleri*, 2 vols., vol. 1; 1580–1838, Ankara; vol. 2; 1838–1850, Istanbul.
- Matsui, Masako (2003) “A Customs Tariffs Register of the Ottoman Empire in the Early Nineteenth Century,” *Annals of Japan Association for Middle East Studies*, no. 18–1, pp. 137–157.
- Naff, Thomas (1988) “The Ottoman Empire and European States System” in Bull, Hedley & Adam Watson eds., *The Expansion of International Society*, Oxford, pp. 143–169.
- Panaite, Viorel (1994) “Trade and Merchants in the 16th Century. Ottoman-Polish Treaties,” *Revue des études sud-est européennes*, vol. 32, pp. 259–276.
- (1998) “The Status of Trade and Merchants in the Ottoman-Polish ‘Ahdnames (1607–1699),” *Archiv Orientalno Supplementa*, vol. 8, pp. 275–298.
- Richmond, Steven (2014) *The Voice of England: Stratford Canning and Diplomacy with the Ottoman Empire*, London.
- Theunissen, Hans (1998) *Ottoman-Venetian Diplomats: The Ahd-names: The Historical Background and the Development of a Category of Political-Commercial Instruments together with an Annotated Edition of a Corpus of Relevant Documents*, based on his unpublished dissertation of 1991 with minor change published on Internet Base, *Economic Journal of Oriental Studies*, <http://www2.let.uu.nl/Solis/anpt/ejos/EJOS-12.html>. (download, Oct. 16, 2003)
- 尾高晋己 (2010) 『オスマン外交のヨーロッパ化—片務主義から双務主義へ』 溪水社.
- 松井真子 (1999) 「オスマン帝国の内国交易政策とムスターミン商人—ミーリー税を手がかりに」 『日本

1809年ダーダネルス条約の通商条項（松井）

- 中東学会年報』14, 197-218ページ.
- (2012)「オスマン帝国の「条約の書」にみる最恵国条項—18世紀後半におけるロシアとの条約を事例として」鈴木董編『オスマン帝国史の諸相』山川出版社, 128-149ページ.
- 黛秋津 (2013)『三つの世界の狭間で—西欧・ロシア・オスマンとワラキア・モルドヴァ問題』名古屋大学出版会.
- 毛利健三 (1978)『自由貿易帝国主義—イギリス産業資本の世界展開』東京大学出版会.
- 毛利健三 (1982)「イギリス資本主義と日本開国」石井寛治・関口尚志編『世界市場と幕末開港』東京大学出版会, 25-86ページ.
- 付記** 本稿は平成26年度日本学術振興会科学研究費基盤研究(C) (課題番号26380221) による成果の一部である。

